

審査要領

(平成29年度「社会的課題に対応するための学校給食の活用」事業委託に関する企画公募)

1 採択案件の決定方法

提出された企画提案書に基づき以下の方法により、審査を行い、各評価項目の得点合計が高いものから原則として採択を決定する。

ただし、事業を遂行するに当たって必要な経営基盤に特別の問題が認められる場合には、採択から除外する。

2 審査方法

各団体から提出された企画提案書に基づき、以下の手続きにおいて書面審査をするものとする。必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出等を求めることもある。健康教育・食育課で作成された採択案に基づき、文部科学省に設置された選定委員会において書類選考を実施する。

評価項目は下記「3 評価方法」により、審査委員が付した点数の平均をもって採否を判断する。

採否の判断基準については以下のとおりとする。

- ① 各評価項目の点数が高い順に、予算の範囲内で採択することとする。
- ② 各項目のうち、複数の委員から「大変劣っている」の評価が付された項目があった申請については、採択するか否かについて検討する。この際、申請者に対し、「大変劣っている」が付された評価項目について具体的な改善策の提示を求める。
- ③ なお、採択するに当たり、予算を上回る多数の応募があった場合は、企画提案書の中身や研究テーマのバランスを考慮するものとする。

3 評価方法

評価は下記の各項目について別紙の「評価基準段階表」によるものとし、委託事業選定委員会の各委員が評価した点数の平均を当該提案者の得点とする。

(1) 事業内容に関する評価

- ① 研究開発テーマと事業目標がどのように相互に関わり合っているか、明確に示されていること。
- ② 事業目標について客観的に評価分析できる明確な指標が設定されていること。

と。

③ 事業目標を達成するために必要な人員・組織体制を有していること。

(2) 実施機関等に関する評価

- ① 各実施機関等において取り組むべき課題が明確になっていること。
- ② 事業に関わる関係者の役割分担と連携方策が、具体的に計画されていること。

(3) 実践内容に関する評価

- ① 評価指標を向上させるための方策について、課題解決とその検証に至る道筋が具体的に示されていること。
- ② 開発・検証を行う業務手順等について、新たな観点、手法の検討が含まれていること。
- ③ 実践内容が、事業終了後も継続して実施できるものとなるよう計画されていること。
- ④ 事業成果について、地域内及び都道府県内に広く周知するよう計画されていること。
- ⑤ 妥当な経費が示されていること。

(4) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- ① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

評 価 基 準 段 階 表

評価項目	点数配分	評価基準				
		大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	大変劣っている
3-(1)-①	10	10	8	6	3	0
3-(1)-②	10	10	8	6	3	0
3-(1)-③	20	20	16	12	6	0
3-(2)-①	10	10	8	6	3	0
3-(2)-②	10	10	8	6	3	0
3-(3)-①	20	20	16	12	6	0
3-(3)-②	20	20	16	12	6	0
3-(3)-③	10	10	8	6	3	0
3-(3)-④	10	10	8	6	3	0
3-(3)-⑤	10	10	8	6	3	0
3-(4)-①	4.5	<p>以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。</p> <p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。)=1点 ・認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。)=2点 ・認定段階3=4.5点 ・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ))=0.5点 <p>○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くるみん認定=1点 ・プラチナくるみん認定=2点 <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定=2点 <p>○上記に該当する認定等を有しない=0点</p> <p>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。</p>				
合計	134.5					